

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

公益財団法人高知県文化財団

高知県文化財団の職員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を発揮できるように取り組み、職員の仕事と子育ての両立が可能となるよう、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

2 内容

(1) 子どもを育てる労働者が利用できる諸制度の周知

目 標 子どもを育てる労働者が利用できる諸制度について、各種規程等をわかりやすく解説したリーフレット等を作成し、周知を図ることにより、制度の利用を促進する。

<対策>

- 令和7年7月～ 知られていない（取得率の低い）既存の制度を分析し、職ごとに制度の利用率が低い要因を調査、分析
- 令和7年10月～ 管理職等による勉強会及び制度の利用促進に向けた対策協議
- 令和8年1月～ リーフレット等資料作成
- 令和9年度 ～ リーフレット等を配布し周知に努める

(2) 育児休業等の取得促進

目 標 計画期間内に、育児休業の取得率について、次の水準以上となるよう推進する。
男性職員・・・取得率を30%以上とする。
女性職員・・・取得率100%を維持する。

<対策>

- 採用時研修時や管理職の研修時等に育児休業制度についての説明を行う。
- 安心して育児休業を利用できるように、育児休業中の職員に適宜コミュニケーションを図りニーズを確認する。
- 復帰しやすい環境づくりの一環として、在宅勤務制度の導入を検討する。

(3) 時間外・休日労働の削減

目標	プロパー職員及び嘱託員の時間外・休日労働時間の平均を毎月 30 時間未満とする。
----	--

<対策>

- 管理職に対する意識改革のための研修を実施する。
- 業務量の見直しによる事務の効率化の取り組み
- 各施設における問題点の検討及び研修の実施

「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

公益財団法人高知県文化財団

高知県文化財団の職員全員がその能力を発揮し、活躍できるような雇用環境の整備を行うため、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

2 内容

育児休業等の取得促進

目標	計画期間内に、育児休業の取得率について、次の水準以上となるよう推進する。 男性職員・・・取得率を30%以上とする。 女性職員・・・取得率100%を維持する。
----	--

<対策>

- 採用時研修時や管理職の研修時等に育児休業制度についての説明を行う。
- 安心して育児休業を利用できるように、育児休業中の職員に適宜コミュニケーションを図りニーズを確認する。
- 復帰しやすい環境づくりの一環として、在宅勤務制度の導入を検討する。

(参考) 女性の活躍に関する情報公表

公表項目

・労働者に占める女性労働者の割合		・年次有給休暇の取得率	
正規職員	58.82%	正規職員	55.31%
契約職員	100.0%	契約職員	80.39%
県派遣職員	33.33%	県派遣職員	60.00%
全体	76.63%	全体	67.96%